

## 1. 管内自治体の任意事業等の実施状況

管内福祉事務所設置自治体数：13

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援会議	1 (7.7%)	1 (7.7%)	0 (0.0%)
就労準備	5 (38.5%)	5 (38.5%)	5 (38.5%)
家計改善	3 (23.1%)	3 (23.1%)	4 (30.8%)
シェルター	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
地域居住	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
子ども	8 (61.5%)	9 (69.2%)	9 (69.2%)

## 2. 市町村支援の実施体制等

重点支援期間	令和2年度
市町村支援の概要	県が委託により実施している3事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業）について、希望があれば管内自治体においても利用可能とする。
その他特記事項	

## 3. 任意事業立ち上げ支援の事例

## 取組方針

県事業活用による任意事業の実施自治体の拡大

## 支援の内容

任意事業の広域的な実施（県事業活用）について

- 任意事業を独自に実施することが困難な未実施市に対し、まずは県事業活用を勧めることで、ニーズ等の把握や予算確保といった事業実施のためのハードルをクリアしやすくする。
- 未実施市に居住する支援希望者も事業を利用できるよう、県が実施する任意事業の支援対象に未実施市の居住者を含めることで、事業を広域的に実施する。
- 市部居住者への支援に当たっては、個別に県と当該市が協議のうえ、協定を締結した上で実施する。
- 市部居住者への支援が実施された場合は、協定に基づき、当該市から利用実績に応じた負担金の支払いを受ける。

## 【事業実績】

就労準備支援事業 R2：1自治体、R3：1自治体、R4：1自治体  
 家計改善支援事業 R2：2自治体、R3：2自治体、R4：3自治体  
 子どもの学習・生活支援事業 R2：1自治体、R3：1自治体、  
 R4：1自治体

## 取組を振り返って

- ・ 各任意事業の必要性について具体的なニーズを示すことができれば、さらに利用が拡大した可能性がある。
- ・ 今後、未実施自治体に対しては個別に働き掛ける等、管内自治体の完全実施に向けた方策を検討する。